

大学の自治が危ない！

教授会の役割を大幅に制限する学校教育法改正に反対しましょう！

人事・予算が理事長・理事会の思うがままに!?

政府・文部科学省は、教授会の役割を大幅に制限し、学長の権限を抜本的に強化する学校教育法改正法案を今国会で成立させようとしています。

法案の内容は、教授会が審議する「重要な事項」を教育課程の編成、学生の身分、学位授与、教員の教育研究業績審査等に限定し、大学の教育研究と不可分な人事・予算・組織等を審議させないようにするというものです。教員の採用や昇格にあたっては教授会の意思は無視され、理事長・理事会の意のままの人事が横行することになります。

学長選挙が法律違反になる!?

さらに、現在多くの私立大学で行われている学長選挙を法律で禁止し、学部長の選考も学長の任命にすることもねらわれています。

学校教育法改正は、「世界一企業が活動しやすい国」づくりを標榜する安倍政権が、大学を経済政策に総動員するために、政府・財界が望む「大学改革」を学長・理事会のトップダウンで迅速に進めさせるための法案です。



反対アピールへの賛同署名を呼びかけます！

このたび、池内了（名古屋大学名誉教授）、内田樹（神戸女学院大学名誉教授）、尾池和夫（京都造形芸術大学学長）、大橋英五（立教大学元総長）、今野順夫（福島大学元学長）、松田正久（元愛知教育大学前学長）、森永卓郎（獨協大学教授）、広渡清吾（専修大学教授、東京大学元副学長）、矢原徹一（九州大学大学院教授）の十一氏が呼びかけ人となり、『大学の自治を否定する学校教育法改正に反対する緊急アピール』を発表し、このアピールへの賛同署名運動が始まりました。学問の自由を担保する大学の自治を奪い、政府と財界の言いなりになる大学づくりをねらう学校教育法の改正に反対する声を大きく広げていくための賛同署名運動にぜひともご協力ください。

賛同署名は、署名用紙またはネット署名で実施しています。

「アピール署名をすすめる会」 <http://hp47.webnode.jp/>

★第1次集約は4月20日ごろを予定しています。拡散をお願いします★





学校教育法が改正されると…

▼教授会の審議事項について

「教授会については、……①学位授与、②学生の身分に関する審査、③教育課程の編成、④教員の教育研究業績の審査等がその具体的内容であることを明確化するとともに、これらの事項については、学長が最終決定を行うことについて、所要の法令改正を行うべきである。」（中教審大学分科会『大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）』）

改正されると

教授会の審議事項を4つに制限し、教育課程の編成と密接に関連する予算や人事、また学部・学科の組織改編やキャンパス移転等は「経営に関する事項」とされ、**教授会では審議できなくなります。**

▼学長の選考について

「学長選考組織が、主体性をもって、意向投票の結果を自らの選考の一つとして活用することはあり得る。（略）重要なことは、意向投票の結果は飽くまで参考の一つであり、学長選考組織がその権限と責任において学長を最終的に決定すべきということである。」（同上）

改正されると

現在、多くの私立大学で行われている学長選挙は、廃止もしくは単なる参考のための「意向投票」とされ、**理事会が教職員の意思を無視して学長を任命することが可能となります。**

▼学部長の選考について

「複数の候補者の中から学部長を指名するなど最終的には、理事会や学長の判断により学部長を任命すべきである。」（同上）

改正されると

学部長の選考にあたっては教員による選挙は否定され、**学長・理事長が指名するものとされます。**

▼各大学の運営について

「国の法令は、各大学の内部規則に優先するものであることから、法令に適合しない内部規則は、当然、見直しを行う必要がある。」（同上）

改正されると

一定程度は民主的な運営が行われている私立大学でも、改正された学校教育法に適合しない教授会の審議や学長・学部長の選挙などは、**法律違反として禁じられます。**理事長・学長らによる独裁的・専断的な運営が行われている私立大学では、そうした非民主的な運営が正当化されてしまいます。



日本私大教連（日本私立大学教職員組合連合）

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-5-23 第1桂城ビル3階
TEL 03-5285-7243 FAX 03-3208-0430 E-mail info@jfpu.org